

8 在宅福祉サービス

在宅している障害者の方々に対し、日常生活を営む上での不便を解消するために各種の在宅福祉サービスがあります。

1 日常生活用具

<p>「日常生活用具」は、在宅の重度身体障害者（児）の生活を容易にするためのものです。18歳未満の児童と18歳以上の方とでは給付される種類が多少異なります。</p>	
1. 対象者	<p>在宅している身体障害者（児）</p> <p>(1) 肢体不自由 (3) 聴覚障害 (5) 難病の方</p> <p>(2) 視覚障害 (4) 内部障害</p> <p>※障害の等級によって、対象となる用具が異なります。</p>
2. 自己負担分	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1割負担になります。但し、世帯の課税状況により月額上限額が設定される場合があります。 ・所得税非課税世帯については、自己負担額が減額になる場合があります。 ・基準額を超える金額につきましては、自己負担となります。
3. 用具の種類	別表参照
4. 持参するもの	<p>① 身体障害者手帳 ② 業者の見積書 ③ 印鑑</p> <p>④ 医師の意見書等 ⑤ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</p>
5. 申請先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所低層棟1階 ☎ 65-4148

2 自助具

<p>「自助具」とは、重度身体障害者（児）の日常生活上の動作を補う用具のことです。障害の程度に応じて、用具の給付を受けることができます。</p>	
1. 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者（児） 身体障害者手帳 1級～2級（肢体不自由のみ） ・所得税非課税世帯であること。 （市民税非課税世帯・市民税均等割課税世帯・市民税所得割課税世帯）
2. 自己負担分	その世帯の所得状況により異なります。
3. 自助具の種類	別表参照
4. 持参するもの	① 身体障害者手帳 ② 業者の見積書 ③ 印鑑、他
5. 申請先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所低層棟1階 ☎ 65-4148

3 小児慢性特定疾病の日常生活用具

小児慢性特定疾病の対象の児童に、必要な車椅子や特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	
1. 対象者	市内に住所を有し、小児慢性特定疾病の対象の児童
2. 自己負担額	その世帯の所得状況に応じて異なります。
3. 用具の種類	「小児慢性特定疾病日常生活用具の種類」を参照
4. 持参するもの	① 小児慢性特定疾病医療の受給者証 ③ 業者の見積書 ② 医師の診断書 ④ 印鑑、他
5. 申請先	(市) 障害福祉課～市役所低層棟 1階 ☎ 65-4148

小児慢性特定疾病の日常生活用具の種目

種目	対象児	基準額	備考
便器	常時介助を要する者	4,810円	容易に使用し得るもの。(手すりをつけること可)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	21,170円	褥瘡の防止や失禁等の汚染などを防止できる機能を有すること
特殊便器	上肢機能に障害のある者	163,300円	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	166,320円	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	64,800円	次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立上がり動作・移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	97,200円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	72,360円	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	16,200円	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	76,030円	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	13,130円	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	60,910円	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	21,600円	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線の防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	40,820円	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	38,800円	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	170,100円	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター測定センサー	パルスオキシメーターの使用において、必要であると認められるもの	64,800円	粘着式およびソフトタイプのもの
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者	9,288円	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者	12,204円	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	126,360円	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。

日常生活用具の種類 (平成29年4月1日現在)

障害の種類	等級	給付種類	18歳未満(児童)	18歳以上(者)	耐用年数	基準額(円)	
肢体不自由	上肢障害	1～2	特殊便器(住宅改修は除く)	○(学齢児以上)	○	8	163,300
			情報・通信支援用具	○(学齢児以上)	○	6	100,000
	下肢障害・体幹機能障害	1～2	便器(住宅改修は除く)	○(学齢児以上)	○	8	9,850
			特殊寝台	○	○	8	166,320
			訓練用ベッド	○(学齢児以上)	×	8	159,200
			入浴担架	○(3歳以上)	○	5	82,400
			体位変換器	○(学齢児以上)	○	5	16,200
			移動用リフト(住宅改修は除く)	○(3歳以上)	○	4	159,000
			特殊マット	○(3歳以上)	△(1級のみ)	5	21,170
	介護必要者	1	特殊尿器	○(学齢児以上)	○	5	72,360
			入浴補助用具(住宅改修は除く)	○(3歳以上)	○	8	97,200
			移動移乗支援用具(住宅改修は除く)	○(3歳以上)	○	8	64,800
			居室生活動作補助用具(住宅改修)	○(学齢児以上)	○	—	200,000
	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害	1～3	歩行補助つえ(1本つえ)	○(3歳以上)	○	3	4,460
			頭部保護帽	スポンジ及び皮製	○	○	3
スポンジ・皮・プラスチック製				○	○	3	36,750
視覚障害者	1～2	視覚障害者用ポータブルレコーダー	○(学齢児以上)	○	6	85,000	
		盲人用時計	触読式	○	○	10	10,300
			音声式	○	○	10	13,300
		点字タイプライター	○(就労・就学者)	○(就労・就学者)	5	63,100	
		電磁調理器	×	○(盲人のみの世帯)	6	41,000	
		盲人用体温計(音声式)	○(学齢児以上)	○(盲人のみの世帯)	5	9,000	
		盲人用体重計	×	○(盲人のみの世帯)	5	18,000	
		歩行時間延長信号機用小型送信機	○(学齢児以上)	○	10	7,000	
		視覚障害者用活字文書読上げ装置	○(学齢児以上)	○	6	99,800	
		電気式歩行補助具	○(学齢児以上)	○	5	79,000	
		情報・通信支援用具	○(学齢児以上)	○	6	100,000	
	視覚障害者用地上デジタル放送ラジオ	○(学齢児以上)	○	6	29,000		
	必要該当者	必要	点字図書	○	○	—	公費負担
視覚障害者用拡大読書器			○(学齢児以上)	○	8	198,000	
点字器			○(学齢児以上)	○	5	10,400	
聴覚障害	2	聴覚障害者用屋内信号装置	×	○(聴覚障害者のみの世帯)	10	87,400	
		聴覚障害者用情報受信装置	○	○	6	88,900	
視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者		点字ディスプレイ	×	○	6	383,500	

障害の種類		等級	給付種類	18歳未満(児童)	18歳以上(者)	耐用年数	限度額(円)
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害			人工喉頭 笛式	○	○	4	8,100
			電動式	○	○	4	70,100
聴覚又は言語機能障害			聴覚障害者用通信装置	○(学齢児以上)	○	5	71,000
肢体不自由又は音声言語機能障害			携帯用会話補助装置	○(学齢児以上)	○	5	98,800
脳性麻痺等による排尿機能障害			紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	○(3歳以上)	○	(1月)	12,600
脊髄損傷等による高度の排尿機能障害			収尿器	○	○	1	5,700 ～8,500
内部障害	腎臓障害	1・3	透析液加温器	○(3歳以上)	○	5	51,500
	在宅酸素療法者		酸素ボンベ運搬車	×	○	10	17,000
	呼吸器障害	1・3	ネブライザー(吸入器)	○(学齢児以上)	○	5	36,000
			電気式たん吸引器	○(学齢児以上)	○	5	56,400
	心臓又は呼吸器障害	1・3	パルスオキシメーター	○	○	5	156,600
			パルスオキシメーター測定センサー	○	○	(1年)	64,800
ぼうこう又は直腸機能障害		ストマ装具(消化器系)	○	○	(1月)	9,288	
		ストマ装具(尿路系)	○	○	(1月)	12,204	
共通	身障手帳	1～2	火災警報器	○ (障害者のみの世帯)	○ (障害者のみの世帯)	8	15,500
			自動消火器	○ (障害者のみの世帯)	○ (障害者のみの世帯)	8	28,700

※ すでに給付を受けている用具と同一の用具の再交付については、耐用年数を経過していない場合は、原則として給付対象外です。

自 助 具 の 種 類

種 目	基準額	性 能 等
読 書 ス タ ン ド	10,300	寝たまま読書ができるもの。
ペ ー ジ め く り	9,000	上肢障害者が読書に使用できるもの。
ヘルプハンド	10,500	上肢障害者が物をつかむのに使用できるもの。
トイレ付ベッド	258,000	ベッドに便器のついたもの。
入浴用リフト	282,400	回転、上下移動が可能なもの。
洗 髪 器	16,900	寝たままの状態での洗髪できるもの。
難燃性寝具	80,000	防災製品認定協会の認定ラベルが貼付されているもの。
空気清浄器	52,500	室内の空気の消臭殺菌に効果のあるもの。
ベッド用テーブル	29,500	ベッドに付けるテーブル。
排泄環境用具	300,000	汚物処理に必要なもの。 (汚物流し等及び配管等関連工事一式)
簡易和式ギャッジ(ねたきり老人)	41,500	寝たまま上半身、脚部が持ち上げられるもの・背もたれで角度調整ができるもの。
トイレ用トランスファーボード	22,200	車いすから洋式便座に乗り移ることを容易にするもの。

4 手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣

聴覚に障害のある方等が手話通訳、要約筆記通訳を必要とする場合に派遣します。	
1. 派遣対象者	聴覚及び言語障害者
2. 派遣内容	① 生命・健康・医療・保健に関すること ⑥ 人間関係に関すること ② 司法に関すること ⑦ 文化と教養に関すること ③ 児童の教育・保育に関すること ⑧ 社会生活に関すること 他 ④ 労働と雇用に関すること ⑤ 地域及び住宅に関すること
3. 申込期日	原則、派遣を必要とする日の5日前まで
4. 派遣時間	原則、午前9時～午後5時（必要に応じて午後9時まで）
5. 申請先	（市）障害福祉課 ～ 市役所低層棟1階 FAX 23-0179

5 寝具類のクリーニング（帯広市独自）

特別障害者手当を受けている方に対し、クリーニングサービス利用券を交付しています。	
1. 対象者	特別障害者手当を受けている方で、高齢者福祉課からクリーニングサービス利用券の交付を受けていない方（入院中、施設入所者は除く。）
2. 対象品目	1回につき掛布団・敷布団のうちから各1点ずつ。 布団カバー・毛布・タオルケットのうちから3点まで。
3. 費用	帯広市が負担（ペット等の毛等、別途一部個人負担ある場合があります。）
4. 利用回数	年2回（サービス開始時期により、回数が異なる場合があります。）
5. 問合せ先	（市）障害福祉課 ～ 市役所低層棟1階 ☎ 65-4147

6 理美容のサービス（帯広市独自）

特別障害者手当を受けている方に対し、理美容サービス利用券を交付しています。	
1. 対象者	特別障害者手当を受けている方のうち、高齢者福祉課から理美容サービス利用券の交付を受けていない方（入院中、施設入所者は除く。）
2. 費用	帯広市が負担（理容は頭髪の刈り込み及び顔そり、美容はカット）
3. 利用回数	年6回（サービス開始時期により、回数が異なる場合があります。）
4. 問合せ先	（市）障害福祉課 ～ 市役所低層棟1階 ☎ 65-4147

7 障害者歯科診療

障害者の方も歯科診療できるよう施設と、スタッフを整えています。	
1. 対象者	障害をお持ちの方
2. 診療日	・ 障害者歯科診療：第3水曜日、第2・第4土曜日 午後2時～4時
3. 診療場所	帯広市東7条南9丁目15-3 十勝歯科保健センター
4. 手続き等	随時電話又は直接、窓口にて予約受け付けします。
5. 問合せ先	十勝歯科保健センター ～ 帯広市東7条南9丁目15-3 ☎ 25-2172

8 酸素濃縮器・人工呼吸器の電気料の助成

北海道では、在宅酸素療法及び人工呼吸療法を必要とする呼吸器機能障害者の健康維持などを目的として、酸素濃縮器及び人工呼吸器の使用に係る電気料金の一部を助成しています。	
1. 対象者	呼吸器障害者等で、医師の診断に基づき在宅で酸素療法や人工呼吸療法を行っている方（事業の名称：在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業）
2. 支給額	・ 12時間未満使用 1,000円/月 ・ 12時間以上使用 2,000円/月
3. 持参するもの	① 申請書（医師証明必要） ② 住民票（本人分）、他
4. 申請先	十勝総合振興局 健康推進課 東3条南3丁目十勝合同庁舎内 ☎ 27-8637

9 医療的ケア支援事業

日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障害者の方が社会活動へ参加する場合、デイサービス事業所等の活動場所へ看護師を派遣します。	
1. 派遣対象者	社会参加するにあたり日常的に医療的ケアが必要なため、看護師の派遣が必要と医師が認める在宅の18歳以上の重症心身障害者の方
2. 利用者負担	費用の1割が自己負担（市民税非課税世帯については免除）
3. その他	派遣には、長時間派遣（2時間～6時間）と短時間派遣（1時間30分まで）があり、それぞれ、週及び月での利用限度回数があります。
4. 窓口・詳細	（市）障害福祉課 ～ 市役所低層棟1階 ☎ 65-4148